

本別町木造住宅耐震改修等助成交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内にある木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することにより、木造住宅の耐震化の促進を図り、震災による生命や財産の被害を軽減させ、安心して生活ができるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法による木造住宅の地震に対する安全性の診断で耐震診断技術者が行うものをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を、上部構造評点が1.0以上とするために行う補強工事で耐震改修工事施行者が行うものをいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、同法第23条第1項に規定する建築士事務所に所属しており、北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断の講習区分に登録されている者をいう。
- (4) 耐震改修工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者をいう。

(助成の対象)

第3条 耐震診断に係る助成金（以下「耐震診断助成金」という。）を受けることができる要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 木造の戸建て住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が居住用のものに限る。）で昭和56年5月31日以前に着工した地上2階建てまでのものであること。
- (2) 所有者自らが居住している又は空き家バンクに登録されている住宅の個人所有者であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していないこと。
- (4) 所有者（当該建物の登記が共有名義である場合にあつては、共有者を含む。以下同じ。）が町税や町に納付すべき公共料金等の滞納をしていないものであること。
- (5) 申請者本人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないものであること。
- (7) 他の助成制度を利用して助成を受けるものではないこと。（二重助成不可）。

2 耐震改修に係る助成金（以下「耐震改修助成金」という。）を受けることができる要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前項第1号から第7号までに該当するものであること。
- (2) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものであること。
- (3) 耐震改修工事施工者は町内に事業所、営業所等を有する法人又は町内で営業する個人で建設業を営むものであること。

3 前各項に定めるもののほか、特に町長が認めた場合。

（助成金の額）

第4条 耐震診断助成金の額は、耐震診断に要した額（当該額が3万円を超えるときは3万円とし、当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

2 耐震改修助成金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる耐震改修工事に要した額に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

耐震改修工事に要した額	耐震改修助成金の額
20万円未満	耐震改修工事に要した額
20万円以上200万円以下	20万円
200万円を超える	耐震改修工事に要した額の10分の1に相当する額 (30万円を限度とする。)

- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

3 耐震改修の助成金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 耐震診断助成金又は耐震改修助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、本別町木造住宅耐震改修等助成交付申請書（第1号様式）に耐震診断助成金にあつては第1号から第4号までに掲げる書類を、耐震改修助成金にあつては第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる書類をそれぞれ添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書、評価証明書、建築確認通知書その他の建築時期及び所有者が確認できる書類
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 所有者の納税証明書
- (4) 耐震診断に係る見積書又はその写し

- (5) 耐震診断報告書
 - (6) 案内図、配置図、平面図等（改修内容が記載されたもの）、住宅外観の写真
 - (7) 耐震改修計画書（第2号様式）
 - (8) 耐震改修工事に係わる工事見積書又はその写し
 - (9) 本別町木造住宅耐震改修等助成に係る誓約書（第3号様式）
- 2 町長は、第1項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、本別町木造住宅耐震改修等助成交付・不交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第7条 前条の規定により助成の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、該当する耐震診断又は耐震改修工事に着手するものとする。

（助成交付申請の変更及び中止）

第8条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、本別町木造住宅耐震改修等変更・中止届（第5号様式）を速やかに町長に届出なければならない。

- (1) 耐震診断技術者及び耐震改修工事施行者を変更したとき
 - (2) 耐震改修等を中止したとき
- 2 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本別町木造住宅耐震改修等変更申請書（第6号様式）に関係書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。
- (1) 耐震改修工事費の変更
 - (2) 耐震改修計画の変更
- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは内容を審査し、その適否を決定し、本別町木造住宅耐震改修等変更決定通知書（第7号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（完了実績報告書）

第9条 交付対象者は、耐震診断又は耐震改修工事が完了したときは、速やかに本別町木造住宅耐震改修等完了実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断に添付する書類
 - ア 耐震診断報告書
 - イ 耐震診断に要した費用の支払いを証する書類
- (2) 耐震改修工事に添付する書類

- ア 改修工事後の耐震診断報告書
- イ 竣工図（改修内容が記載されたもの）
- ウ 写真（改修工事の内容が確認できるもの）
- エ 耐震改修工事に要した費用の支払いを証する書類

2 前項の規定による実績報告は、申請年度の2月末日までに行わなければならない。

（審査及び支払）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は助成の額を確定し、交付対象者からの請求に基づき助成金を支払うものとする。

2 前項の規定による請求は、本別町木造住宅耐震改修等助成交付請求書（第9号様式）により行うものとする。

3 町長は、必要に応じ、現地調査等を行うことができる。

（助成金の返還）

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により助成の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がされた助成金については、第11条及び第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和3年3月22日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月10日改正）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。